

表彰に関する規定

第1条 本連盟規約第52条に定める他、表彰について次のとおり定める。

第2条 本連盟の授与する栄章はつぎのとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 特別勲功賞 | (5) 川村賞 |
| (2) 勲功賞 | (6) 高本賞 |
| (3) 新記録賞 | (7) 久保田賞 |
| (4) 菅沼賞 | (8) 東川賞 |

(特別勲功賞)

第3条 特別勲功賞は、国際大会（オリンピック、ユニバーシアード、世界陸上競技選手権大会、アジア大会、アジア選手権大会など）に日本代表選手として出場した者に贈与される。

2. 贈与の時期は、中国四国学生陸上競技対校選手権大会または中国四国学生陸上競技選手権大会の時にこれを行う。

(勲功賞)

第4条 勲功賞は天皇賜杯日本学生陸上競技対校選手権大会8位以内入賞者及び秩父宮賜杯西日本学生陸上競技対校選手権大会3位以内入賞者に対して贈与される。

2. 贈与の時期は当該年度の中国四国学生陸上競技選手権大会のときにこれを行う。

(新記録賞)

第5条 新記録賞は前年までに中国四国学生記録、中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録、中国四国学生陸上競技選手権大会記録を樹立した者（またはチーム）に対して贈与される。

2. 贈与の時期は、中国四国学生記録については、次年度の中国四国学生陸上競技対校選手権大会の時に、中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録及び中国四国学生陸上競技選手権大会記録については、それぞれの大会の時に、これを行う。
3. 新記録賞を樹立した者には、第7条の定めるとおり記念品及び奨励金を贈与する。但し、同年度内において、同一人（またはチーム）が同一種目の記録を複数回更新した場合、記念品の贈与の対象となるのは一度限りとする。

(菅沼賞・川村賞・高本賞・久保田賞・東川賞)

第6条 菅沼賞は中国四国学生陸上競技対校選手権大会の男子優秀選手（又はチーム）に対して、川村賞は同大会の女子優秀選手（又はチーム）に対して、高本賞は中国四国学生陸上競技選手権大会の男子優秀選手（又はチーム）に対して、久保田

賞は同大会の女子優秀選手（又はチーム）に対して、東川賞は中国四国学生駅伝競走大会の優秀選手に対してそれぞれ贈与される。

2. 受賞者の選考は選考委員会において行う。
3. 選考委員会は、会長、副会長、評議員、ヘッドコーチ及び幹事長をもって構成し、委員長には会長があたる。
4. 選考委員会は会長がこれを召集する。
5. 贈与の時期は、各大会の時これを行う。

（副賞）

第7条 副賞について次のとおり定める。

（特別勲功章）

記念品及び奨励金

（勲功章）

記念品

（新記録賞）

・中国四国学生記録

記念品及び奨励金 2 万円

・中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録

及び中国四国学生陸上競技選手権大会記録

奨励金 五千元

（菅沼賞・川村賞・高本賞・久保田賞・東川賞）

記念品